



2005年4月27日

各位

会社名 日立電線株式会社  
代表者 執行役社長 佐藤 教郎  
(コード番号 5812 東証・大証1部)  
問合せ先 人事総務本部 総務部長  
石川 正昭  
(TEL. 03-5252-3261)

## ストック・オプションの付与に関するお知らせ

(商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の有利発行)

当社は、2005年4月27日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を無償にて発行する方法により、当社の取締役、執行役及び従業員にストック・オプションを付与することを内定し、2005年6月29日開催の当社第68回定時株主総会に、下記のとおりストック・オプション付与の議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役及び従業員の業績向上に対する意欲と士気を一層高めるとともに、経営に株主の視点を広く反映させるため。

#### 2. 新株予約権の割当を受ける者

新株予約権の発行日(以下「予約権発行日」という。)における当社の取締役、執行役又は従業員であって、取締役会で定める者

#### 3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式360,000株を上限とする。また、各新株予約権の目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1,000株とする。

なお、予約権発行日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、付与株式数は、分割又は併合の比率に応じて比例的に調整され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てられるものとする。この調整に伴い、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後の付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

また、予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、この調整に伴い、新株予約権の目的たる株式

の総数は、調整後の付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

4. 発行する新株予約権の総数

360個を上限とする。

5. 新株予約権の発行価額

無償とする。

6. 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

各新株予約権の行使時に払込みをすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額又は処分金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、予約権発行日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（平均値の計算に際しては終値のない日の日数を除く。1円未満の端数は切り上げる。）に1.05を乗じた額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、当該平均値が予約権発行日の終値（終値がない場合は、その前日以前の各取引日に成立した終値のうち、予約権発行日に最も近い日の終値をいう。以下同じ。）を下回る場合は、払込価額は、予約権発行日の終値に1.05を乗じた額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

なお、予約権発行日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、払込価額は、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合、優先株式の普通株式への転換の場合、「商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）」による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合及び単元未満株式の買増しの場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前の普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

## 7. 新株予約権の権利行使期間

2007年7月1日から2010年6月28日まで

## 8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

## 9. 新株予約権の消却の事由及び条件

- (1) 当社を消滅会社とする合併が当社株主総会で承認されたとき、又は当社を完全子会社とする株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。
- (2) このほか、当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

## 10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

## 11. 新株予約権割当の要領

新株予約権の割当対象者(以下「新株予約権者」という。)に対する新株予約権の割当に際して、以下の要領の「新株予約権割当契約」を当社と各新株予約権者との間で締結するものとする。

- (1) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社と委任関係を保持している限り、又は、当社に雇用されている限り(任期満了、辞任、定年又は辞職により、委任関係を失い、又は、雇用されなくなった場合は、その後2年間に限り上記7.の権利行使期間内で)、権利を行使することができる。但し、新株予約権割当契約に定める条件による。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使することができない。この場合、当該新株予約権は、無償で当社に返還されるものとする。
- (4) 上記のほか、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他の事項については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

(注) 上記の内容については、2005年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において付議する「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上